

令和4年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和4年4月1日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
下高井郡野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村大字東大滝の一部	令和5年3月31日まで
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字堺の一部	令和5年3月31日まで
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字樋沢の一部	令和5年3月31日まで
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	令和5年3月31日まで